

委員会提出議案第8号

三田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年3月8日提出

議会運営委員会委員長 厚 地 弘 行

議会規則第 号

三田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会会議規則(昭和35年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第104条の2第1項中「議員は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末に限る。次項において同じ。）」を「議員は、議長が指定する情報通信端末機器（次項において同じ。）」に改める。

付 則

この規則は、令和4年3月8日から施行する。